

## 地域旅客運送サービス継続事業実施方針（案）

---

### 1. サービス継続事業

事業の継続が困難な路線について、サービス継続のための方針＝実施方針を市が策定し、公募により、新たなサービス提供事業者を選定する制度。

### 2. 実施方針

継続して実施する予定の運送サービスに関する具体的な内容や、当該サービスに対して予定している市による支援の具体的な中身等について記載するもの。

### 3. 想定する用途

買物、通院、公共施設利用。

### 4. 実施主体

事業者

※ 市が運行を事業者へ委託（自主運行）するのではなく、公募により選定された事業者が、実施方針の要件を満たす路線を事業者の路線として運行する。

### 5. 運行ルートコンセプト

- ① 市内の公共交通によるネットワークを維持することを優先し、退出、運行終了等によりバス路線が空白となる地域を概ね運行する。
- ② 商業施設、医療機関、公共施設を経由する。

### 6. 考え方

- ① 退出意向の申出が提出された「東急線」の代替サービスを「サービス継続事業」として運行し、路線の維持・確保を図る。
- ② 市内の公共交通ネットワークは、「すそのーる」「青葉台線」の運行終了、「乗合タクシー千福が丘線」の実証運行終了等により、令和4年4月以降、バス路線の空白地帯が広く生じることとなる。市内の公共交通ネットワークを維持するため、代替サービスは東急線の運行ルートに限らず、市内のバス交通の空白地帯を運行するルートとする。